山梨労働局発表 令和3年11月15日

山梨県の特定(産業別)最低賃金が変わります! ~山梨労働局長が改正決定し、官報に公示しました~

1 山梨労働局長(局長 生方 勝)は、山梨県の特定最低賃金における「山梨県自動車・同附属 品製造業最低賃金」については令和3年11月11日に、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については同月15日に、それぞれ次のとおり 改正決定し、同日付けの官報に公示した(別添1及び別添2参照)。

特 定	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 9 3 4 円					
最 低 賃 金	山梨県自動車・同附属品製造業	時間額 9 3 8 円	効力発生日 令和 3 年12月11日				

2 山梨労働局では、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」については令和3年10月12日に、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については同月14日に、山梨地方最低賃金審議会から上記1のとおり、1時間当たりの時間額を引き上げる内容の答申を受け、各答申日付けで最低賃金法第11条(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)により答申内容の要旨を公示した。

その後、締切日である10月27日及び同月29日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会の答申どおりの時間額とする改正決定を行い、上記1のとおり官報に公示した。これにより、上記1の最低賃金額はそれぞれの効力発生日から適用されることとなった。

- 3 なお、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、既に令和3年10月1日から時間額「866円」が適用されている。
- 4 山梨労働局では、今後も最低賃金額を広く周知するため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、 労働団体、教育関係機関等に広報等の依頼を行うとともに、管下労働基準監督署による履行確保の 徹底を図って行く。

山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、適用除外の者を除き、同金額以上の 賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。 最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条 第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品 製造業最低賃金(平成21年山梨労働局最低賃金公 示第2号)の一部を次のように改正する決定をし たので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和 3 年 11 月 11 日

山梨労働局長 生方 勝

第4号中「1時間919円」を「1時間938円」に改める。

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

令和 3 年 11 月 15 日

山梨労働局長 生方 勝

第4号中「1時間914円」を「1時間934円」に改める。

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年項目	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
【地域別最低賃金】																
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	6 6 5	676	677	689	690	6 9 5	7 0 6	7 2 1	7 3 7	7 5 9	7 8 4	8 1 0	8 3 7	8 3 8	866
	引上額	1 0	11	1	1 2	1	5	11	1 5	1 6	2 2	2 5	2 6	2 7	1	2 8
	引上率	1.53	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34
【特定最低賃金】																
山梨県電子部品・デ バイス・電子回路、電 気機械器具、情報通 信機械器具製造業最 低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	7 7 0	779	7 8 2	7 8 9	7 9 3	7 9 8	8 0 6	8 1 9	8 3 4	8 5 1	8 6 9	8 9 0	913	9 1 4	9 3 4
	引上額	9	9	3	7	4	5	8	1 3	1 5	17	1 8	2 1	2 3	1	2 0
	引上率	1.18	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19
山梨県自動車·同附 属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	7 7 8	7 8 8	7 9 1	7 9 8	8 0 1	8 0 6	8 1 5	8 2 8	8 4 3	8 5 7	8 7 5	8 9 6	9 1 8	9 1 9	938
	引上額	1 0	1 0	3	7	3	5	9	1 3	1 5	1 4	1 8	2 1	2 2	1	1 9
	引上率	1.30	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07

⁽注) 産業については、平成19年までは電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品·デバイス製造業であったが、産業分類の変更により平成20年度から電子部品·デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に変更した。

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わりました 特定最低賃金も変わります

山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金 時間額

866円

効力発生日

令和3年 10月1日

次の手当等は最低賃金に算入しません

精皆勤手当、通勤手当、家族手当 臨時に支払われる賃金

時間外 · 休日 · 深夜手当 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、 拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労 働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認 められています。

次の産業については、特定最低賃金が定められています

定 特 最低賃金 (時間額) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 9 1 4 円 令和3年1月14日

934円に変わります! (令和3年12月15日効力発生)

9 1 9円 令和3年1月14日

山梨県自動車・同附属品製造業

938円に変わります! (令和3年12月11日効力発生)

年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない 業務等)に 主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適 用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室 甲府労働基準監督署 都留労働基準監督署 鰍沢労働基準監督署

甲府市丸の内1-1-11

甲府市下飯田2-5-51 都留市四日市場23-2

(055-225-2854)

(055-224-5616)

(0554-43-2195)

南巨摩郡富士川町鰍沢655-50 (0556-22-3181)



山梨県 最低賃金

令和3年 10月1日から [時間額] 866





最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト http://www.saiteichingin.info/ 最低賃金制度 性素



最低賃金に関するお問い合わせは山梨労働局または最寄りの労働基準監督署へ 山梨労働局ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/



最低賃金制度って何?

働くすべての人に、

賃金の最低額 (最低賃金額) を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの

働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。





確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、 低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

時間給の場合 \geq 円 円 1日の平均所定労働時間 日給の場合 ≧ 円 時間 円 円 1か月の平均所定労働時間 月給の場合 ≧ 円 時間 円 円

上記 1,2,3が

例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が

月給の場合

- 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- ❷ 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- 3 1 と2 を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外 の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑥午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥ 精皆動手当、通動手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



業務改善

助成金の

自分の地域の 最低賃金を チェックしましょう!

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の 引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、 支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 詳しくは、こちら 業務改善助成金



支給の要件



事業場内最低賃金の 引き上げ



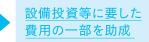
賃金額の支払い



生産性向上に資する 機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の 不交付事由がない



助成金 支給まで



交付申請書: 事業実施計画などを、 最寄りの都道府県



交付決定後、 提出した計画 に沿って事業



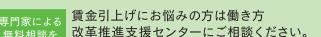
労働局に 事業実施結果 を報告





の流れ

無料相談を



詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革 推進支援 資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の 引上げに取り組む者に対して、 設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙・ リサイクルできます。

(R3.9)